

春日井市防犯灯電気料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域の犯罪及び交通事故の防止その他地域住民の安全を図るため、防犯灯の維持管理を行う団体に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 区、町内会又は自治会で市に届出をしたものであること。
- (2) 補助事業の遂行のため、自ら維持管理する能力を有すること。
- (3) 防犯灯の電気料の負担者であること。ただし、町内会をとりまとめて区等が補助事業者となる場合はこの限りでない。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象は、補助事業者が支出する防犯灯に係る電気料であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助事業者が自ら維持管理する防犯灯で、電力会社に対し当該年度の4月分の電気料を負担していること。
- (2) 電力会社との契約区分が、公衆街路灯A（公衆のため一般道路等の照明用として設置された街路灯などに使用するためのもので、契約容量が1kVA未満であるものをいう。）であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、4月分の電気料に12を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、春日井市防犯灯電気料補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に4月分の電気料金領収書の写しを添えて、市

長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、春日井市防犯灯電気料補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

2 前項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還をさせることがある。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 申請書類に虚偽の事実を記載したとき。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市防犯灯電気料補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市防犯灯電気料補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

年度春日井市防犯灯電気料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

申請者 住 所
団体名
役職名
氏 名

年度春日井市防犯灯電気料補助金の交付を受けたいので、春日井市防犯灯電気料補助金交付要綱第5条により、次のとおり申請します。また、補助金の交付が決定した場合は、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 補助金申請額 円

2 添付書類 令和 年4月分電気料金領収書の写し

請求額 円

金融機関		預金種別	口座番号	
			フリガナ	
			口座名義人	

第2号様式

春 第 号
年 月 日

様

春日井市長

年度春日井市防犯灯電気料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありましたこのことにつきまして、
次のとおり交付します。

1 補助金決定額 円
(内訳 年度4月分電気料 円×12月 = 円)
※100円未満の端数は切り捨て